

伊丹市地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定における事務要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の3第1項の規定に基づき、市が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）を行う施設との随意契約（以下「随意契約」という。）に際し、当該施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することを認定するため、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 就労訓練事業を行う施設のうち、次の各号すべてに該当するものについて、当該施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定するものとする

- (1) 就労訓練事業の実施事業所として都道府県等の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動又は事業を実施していること。
- (3) 就労訓練事業の実施に際し、本市の生活困窮者を受け入れられること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。

- (5) 法令違反等，認定するにあたりふさわしくない事由がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 伊丹市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (8) 税を滞納していないこと。

(認定の申請)

第3条 前条の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は，認定申請書(様式第1号)に，誓約書(様式第2号)及び認定申請書(様式第1号)に別途定める必要書類を添えて，福祉事務所長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 福祉事務所長は，前条に規定する認定申請書の提出が申請者よりあった場合は，施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき，2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で，認定の可否を決定するものとする。

2 福祉事務所長は，前項の規定に基づき，申請者が製作する物品の買入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立促進に資すると認定する場合は認定通知書(様式第3号)により，認定しない場合は非該当通知書(様式第4号)により，速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第5条 福祉事務所長は，申請者が第2条の規定に該当することを確認する必要がある場合は，当該申請者を訪問し，現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

(認定団体の公表)

第6条 福祉事務所長は、第4条第2項の認定を受けた者（以下「認定団体」）について、名簿を作成し公表するものとする。

（認定事項の変更）

第7条 認定団体は、申請時に提出した認定申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式第5号）により、福祉事務所長に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第8条 認定団体が認定を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）により、福祉事務所長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 福祉事務所長は、認定団体が次のいずれかに該当すると判断した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1号に規定する認定を辞退したとき又は取り消されたとき。
- (2) 営業を廃止又は休止したとき。
- (3) 認定申請書又は添付書類の記載事項等、認定に係る申請内容を故意に偽ったとき。
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき
- (5) 他の認定団体が随意契約を締結又は履行することを妨げたとき。
- (6) 就労訓練事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき。
- (7) その他、認定団体にふさわしくない事由があると福祉事務所長が認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取り消す場合は、速やかに認定取消通知書（様式第7号）により、

当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 認定団体は、福祉事務所長から報告の求めがあった場合は、速やかに報告をしなければならない。

(事務)

第11条 本要領に定める認定に係る事務は、伊丹市健康福祉部生活支援室自立相談課（伊丹市くらし・相談サポートセンター）が所掌する。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

付 則

この基準は、平成27年7月24日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年8月21日から施行する。